

昭和六十三年九月十三日受領  
答弁第一一一号

内閣衆質一一三第一一号

昭和六十三年九月十三日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員加藤万吉君提出米海軍機A6イントルーダー燃料放出に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員加藤万吉君提出米海軍機A6イントルーダー燃料放出に関する質問に対する答弁書

一について

昭和六十三年八月二十九日、航空燃料の空中投棄を行ったA6イントルーダー機は、航法訓練のため、厚木海軍飛行場を離陸したものと承知している。

二について

当該機は、離陸直後、エンジン火災警報灯が点灯したので、機体を軽くして安全を確保するため、航空燃料を空中投棄したものと承知しているが、同警報灯点灯等の原因については現在米側で調査中と承知している。

空中投棄された航空燃料の種類はJP-5である。JP-5の引火点は摂氏約六十度以上

で、これを超えないと引火しないので、危険度は低いとされている。また、その数量は、おおむね百五十ガロンであつたと承知している。

### 三及び五について

政府としては、事故発生後直ちに米側に対し、原因究明、再発防止及び米軍機の飛行に際しての安全確保につき要請するとともに、地域住民に与える影響に十分配慮されるよう申入れを行つたところ、米側も我が国の申入れを了承した。

### 四について

厚木海軍飛行場については、周辺地域に及ぶ騒音の軽減を図るための措置として飛行活動に関する制限、飛行方法の規制等に関する措置が日米間で合意されているが、燃料の放出や附属物の落下等については特段の取決めはない。他方、米軍が、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払つて活動すべきものであることは当然のことであり、米軍もこの点には十分に留意し、地

域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努力しているものと承知している。